

4月1日から

# 本宮市の行政組織が変わりました

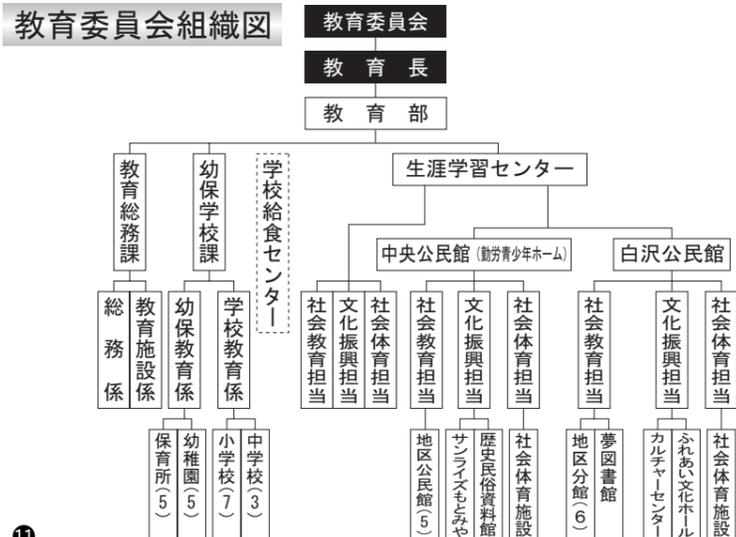
9部30課70係 から 9部27課61係へ

市では、より一層の行政のスリム化を図り、簡素で効率的な行政組織とするため、組織機構の見直しを行いました。

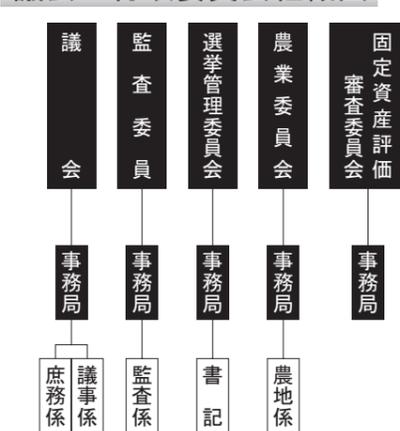
## 本宮市の組織機構図



## 教育委員会組織図



## 議会・行政委員会組織図



## 品目横断的経営安定対策から

# 「水田経営所得安定対策」に変わりました

### 変更内容

#### 変更その1 名称が変わります。

新しい名称は「水田経営所得安定対策」となります。

#### 変更その2 加入要件が緩和されます。

これまでの加入要件であった経営面積（認定農業者4ヘクタール以上・集落営農組織20ヘクタール以上）について、地域の担い手として本制度への加入が相当であると市町村が認めた場合（市町村特認制度）加入できることになり、実質上面積要件はなくなりました。

#### 変更その3 加入対象が拡大されます。

加入できる方は、「本宮市地域水田農業ビジョン」に位置づけられた担い手（認定農業者・集落営農組織）となりました。上記のとおり、面積要件がなくなり加入しやすくなりました。

#### 変更その4 申請手続きが簡素化されました。

申請様式が見やすく記入しやすくなったこと。加入2年目以降の方は前年内容を印字したものが配付されますので、加筆修正するだけで申請できます。また、変更がない場合は添付書類の提出は不要となります。

平成19年度から始まった「品目横断的経営安定対策制度」は、制度内容がゆるめられ、一部が変更となりましたので、お知らせします。なお、この制度は平成20年度以降も継続されます。



#### ◆加入申請期間

4月1日（火）～6月30日（月）

※なお、詳しい制度内容、手続き等につきましては、みちのく安達農業協同組合または、市役所農政課にお問い合わせください。

#### ◆問い合わせ先

みちのく安達農業協同組合  
 グリーンセンター本宮（☎33-3560）  
 グリーンセンター白沢（☎44-4246）  
 農政課 農政係（☎内線155）  
 白沢総合支所 産業建設課 農産係  
 （☎44-2111）

仁井田農用地利用改善組合の設立総会は、農業経営者の皆さんら関係者が出席して、2月18日に仁井田地区公民館で開かれました。仁井田地区では、平成18年7月から「農業を考える会」を組織して、何度も話し合いの場を持つてきました。アンケート調査や活性化のためのアイデア募集、さらには、農業機械の保有状況や経営形態を調査した結果、「水稲単作地帯である仁井田地区を将来にわたって守っていくためには、集落営農による受託組織で地域を担うことが必要」との結論に達し、地区活性化の将来像を平成19年2月に策定しました。この将来像を実現するためには、作業の委託、農地の賃借を気軽に相談できる受け皿として組織化を図り、効率的な農作業を進めようとの結論に達して、設立に至ったものです。これで、国の米政策が大き

## 集落営農にはずみ「仁井田農用地利用改善組合」が設立されました

く変わった平成19年度以降、市内に設立された営農団体は、本宮地区が三つ、白沢地区が一つの四団体となりました。

◆問い合わせ先  
 農政課 農政係  
 （☎内線155）

